

## 昭和四十年政令第二号

毒物及び劇物指定令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第一第一二十八号、別表第二第二十八号、別表第三第九十四号、別表第三第十号及び第一二十三条の二の規定に基づき、毒物及び劇物指定令（昭和三十一年政令第百七十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

## （毒物）

- 第一条** 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第一二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。
- 一 アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム〇・一%以下を含有するものを除く。
  - 二 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤
  - 三 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤
  - 四 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八%以下を含有するものを除く。
  - 五 三一アミノ一プロペン及びこれを含有する製剤
  - 六 アリルアルコール及びこれを含有する製剤
  - 七 アルカノールアンモニウム一・四ジニトロ一六一（一メチルプロピル）一フエノラート及びこれを含有する製剤を除く。
  - 八 五イソシアナート一（イソシアナトメチル）一・三・三一トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
  - 九 O—エチル—O—（一イソプロポキシカルボニルフェニル）—N—イソプロピルチオホスホルアミド（別名イソフエンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、O—エチル—O—（二イソプロボキシカルボニルフェニル）—N—イソプロピルチオホスホルアミド五%以下を含有するものを除く。
  - 十 O—エチル—S—S—ジプロピル—ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、O—エチル—S—S—ジプロピル—ホスホロジチオアート五%以下を含有するものを除く。
  - 二 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）を含有する製剤。ただし、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト一・五%以下を含有するものを除く。
  - 二の二 N—エチル—メチル—（二クロル一四メチルメタルカブトフェニル）—チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤
  - 二の三 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤
  - 二の四 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤
  - 三 黄焼を含有する製剤
  - 四 オクタクロルテトラヒドロメタノフタランを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム一一・四ジニトロ一六一
  - 五 オクタメチルビロホスホルアミド（別名シユラーダン）を含有する製剤
  - 六 の クラーレを含有する製剤
  - 六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤
  - 六の三 クロロアセトアルデヒド及びこれを含有する製剤
  - 六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
  - 六の五 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤
  - 六の六 一クロロ一二・四ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
  - 六の七 二クロロピリジン及びこれを含有する製剤
  - 六の八 三クロロ一一・二一プロパンジオール及びこれを含有する製剤
  - 六の九 （クロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤
  - 六の十 五塩化焼及びこれを含有する製剤
  - 六の十一 三塩化硼素及びこれを含有する製剤
  - 六の十二 三塩化焼及びこれを含有する製剤
  - 六の十三 酸化コバルト（II）及びこれを含有する製剤
  - 六の十四 三沸化硼素及びこれを含有する製剤
  - 六の十五 三沸化硼及びこれを含有する製剤
  - 六の十六 ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤
  - 七の四 アルキル鉛を含有する製剤
  - 八 無機シアノ化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ロイ 紺青及びこれを含有する製剤
  - フエリシアノ塩及びこれを含有する製剤

ハジマーフエロシアン塩及びこれを含有する製剤

九の二ジエチル-S-（エチルチオエチル）—ジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-S-（エチルチオエチル）—ジチオホスフエイト五%以下を含有するものを除く。  
九の三ジエチル-（一・三—ジチオシクロベンチリデン）—チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-（一・三—ジチオシクロベンチリデン）—チオホスホルアミド五%

九の四ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

（ジクロロメチル）ヘンゼン及びこれを含有する製剤。  
一二・三一ジシアノ一一・四一ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、一二・三一ジシアノ一一・四一ジチアアントラキノン五〇%以下を含有するもの

十二  
ジニトロクレゾールを含有する製剤  
ジニトロクレゾール塩類及びこれを含有する製剤

十三二・四ジニトロ一六一(一メチルプロピル)フエノールを含有する製剤。ただし、二・四ジニトロ一六一(一メチルプロピル)フエノール2%以下を含有するものを除く。  
十三の二一一ジフェニルアセチル一三一インダンジオノン及びこれを含有する製剤。ただし、二一一ジフェニルアセチル一三一インダンジオノン〇〇〇五%以下を含有するものを除く。

十三の三 ミドリハーブロード、ミドリハーブロードを含む有効成分を含有する製剤  
十三の四 四化硫黄及びこれを含有する製剤  
十三の五 ジボラノ及び二つを含有する製剤

十三の六、ジメチル（イソブロヒルチオエチル）—ジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤のを除く。

十五 ジメチル-（ジエチルアミド—一クロルクロトニル）—ホスフエイトを含有する製剤  
十五の二 一・、—ジメチル—四・四、—ジビリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

十六の二  
十六の三  
一・一ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤  
二・二-ジメチルプロパノイルクロライド(別名トリメチルアセチルクロライド) 及びこれを含有する製剤

ゾジオキソール—四—イル—N—メハルカルボマート五%以下を含有するものを除く。

アミノ塩化第一水銀及びこれを含有する製劑  
塩化第一水銀及びこれを含有する製剤

二  
〔（二一カルボキシラトフェニル）チオ〕（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサール）○・一%以下を含有する製剤  
ホ  
酸化水銀五%以下を含有する製剤

チト雷酸第一水銀及びこれを含有する製剤  
硫化第二水銀及びこれを含有する製剤

十八 ベンゼン環の上に二個以上のカルボキシル基を有する有機酸及びこれに含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

口 ハ 二 ホ  
亞セレン酸ナトリウム○・○○○一一%以下を含有する製剤  
硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤  
ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤  
セレン酸ナトリウム○・○○○一二%以下を含有する製剤

十九 テトラエチルビロホスフエイト（別名TEPP）を含有する製剤  
十九の二 二・三・五・六—テトラフルオロー—四—メチルベンジル＝  
プロペニカルレボキシラート（別名テフレトリン）及びこれを含有する

十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含有する製剤  
—三・三・三—トリフルオロー—一プロペニル)—二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート—五%以下を含有するものを除く。

十九の四  
十九の五  
（トリクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤  
（別名ドジン）及びこれを含有する製剤。  
ただし、  
一ードデシルグアニジニウム＝アセタート六五%以下を含有するものを除く。

十九の六  
十九の七  
トリプチルアルミン及びこれを含有する製剤  
ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして一〇%以下を含有するものを除く。

二十一 ニコチンを含有する製剤  
二十一 ニコチン塩類及びこれを含有する製剤

二十一 ニツケルカルボニルを含有する製剤  
二十二の二 ビス（四イソシアナトシクロヘキシル）メタン及びこれを含有する製剤

二十二の三 S・S・サービス（一メチルプロピル）＝O—エチル＝ホスホロジチオアート（別名カズサホス）及びこれを含有する製剤。ル＝ホスホロジチオアート—O%以下を含有するものを除く。

二十三 硫素化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
イ ゲルマニウム、セレン及び硫素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

ハロ  
矯化インジウム及びこれを含有する製剤  
矯化ガリウム及びこれを含有する製剤

ホニ  
メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤  
メタナルソニン酸鉄及びこれを含有する製剤

二十三の二 ヒドラジン  
二十三の三 一二ヒドロキシエチルアクリラート及びこれを含有する製剤

二—ヒドロキシプロピルアクリラート及びこれを含有する製剤  
ブチル二・三・ジヒドロ二・二・ジメチルベンゾフラン—七—イル＝N・N、  
—ジメチル－N・N、—チオジカルバマート（別名フランチオカルブ）及びこれを含有する製剤。た

ただし、ブチル＝二・三－ジヒドロ－一・二－ジメチルベンゾフラン－七－イル＝N・N、－ジメチル－N・N、－チオジカルバマート五%以下を含有するものを除く。

及てジヒニルベンゼンの共重合物のフルボン化合物の二フロモー六一クロロー六一〔三一〕〔二E・二S〕—二ヒドロキシ—〔二ヒペリジル〕—〔一オキソプロピル〕—四〔三H〕—キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩ノンと七一ブロモー六一クロロー六一〔三一〕〔二E・三R〕—二ヒドロキシ—〔一ピペリジル〕—〔一オキソプロピル〕—四〔三H〕—キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩

S・三R) —三—ヒドロキシ—一ピペリジル)—一オキソプロピル)—四(三H)—キナゾリノンとのラセミ体として七・一%以下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤を除

二十四の六 ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤

一四七 ヘキサクリロエポキシオクタヒドロエンジメントラリノ (別名エンドリソ) を含有する製剤

二十六 ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイドを含有する製剤  
二十六の二 ヘキサクロロシクロロベンタジエン及びこれを含有する製剤

二十六の三  
二十六の四  
ベンゼンチオール及びこれを含有する製剤  
ホスゲン及びこれを含有する製剤

二十六の五 メタニスルホニルクロリド及びこれを含有する製剤  
二十六の六 メチルシクロヘキシル—四—クロルフェニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシル—四—クロルフェニルチオホスフエイト一・五%以下を含有するものを余く。

二十六の七 メチル—N<sub>2</sub>・N<sub>2</sub>—ジメチル—N—〔メチルカルバモイル〕オキシ〕——チオオキサムイミデート〇・八%以下を含有するものを除く。

二十六の八  
二十六の九  
S—メチル—N—[（メチルカルバモイル）—オキシ]—チオアセトイミーデート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤。ただし、S—メチル—N—[（メチルカルバモイル）—オ

「ヨシ」一チオアセトイミド四五%以下を含有するものを除く二十六の十メチルメルカプタン及びこれを含有する剝剤

二十七 モノフルオール酔酔塩類及びこれを含有する薬劑  
二十八 モノフルオール酔酸アミドを含有する製剤

三十九 燃化アルミニウムとその分解促進劑とを含有する樹脂  
三十 燃化水素及びこれを含有する製剤

(劇物) 三十一 六弗化タンクステン及びこれを含有する鉱石

**第二条** 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。  
ただし、毒物であるものを除く。  
一 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。

ロイ  
雷炭  
酸亞  
鉛

二ハ  
六水酸化錫亞鉛 焼結した硫化鉛  
(III)

亞塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、亞塩素酸ナトリウム五%以下を含有するもの及び爆発薬を除く。

アクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、アクリル酸一〇%以下を含有するものを除く。

二の六 亞硝酸イソペニチル及びこれを含有する製剤  
亞硝酸鹽類

二の二  
二の三  
亞硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤  
亜硝酸メチル及びこれを含有する製剤

アセレンジカルボン酸アミド及びこれを含有する製剤  
三の二 西セレン酸の・〇〇八二%以下を含有する製剤。ただし、容量一リットル以下の容器に取められたものであつて、西セレン酸の・〇〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。

四 アニリン塩類  
四二 アビメクチノ・ハ%以下を含有する製剤

二—アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二—アミノエタノール $10\%$ 以下を含有するものを除く。  
四四四  
二—アミノエチレーレ及び二—アミノエチレーレ $10\%$ 以下を含有する製剤。  
二—アミノエチレーレ $10\%$ 以下を含有する製剤。

N-(2-アミノエチル)エタン-1-ニジアミン及びこれを含有する製剤

四一〔(ヒドロキシ)メチルホスファイノイル〕ブチリル-レアラニル-レアラニンとして一九%以下を含有するものを除く。

三一アミノプロパン一一オール及びこれを含有する製剤。ただし、三一アミノプロパン一一オール-%以下を含有するのを除く。

キシリアルアミン六%以下を含有するものを除く。

アソニウム化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

ロイドセラミジックニハシスラバカルニウムヘキサフロファンデモナード及でこれを含有する製剤  
アンチモン酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

ハニニ酸化アンチモン(III)を含有する製剤  
ホヘ四酸化二アンチモン及びこれを含有する製剤  
トリス(ジベンチルジチオカルバマト- $\alpha$ ( $S\cdot S$ )アンチモン5%以下を含有する製剤

八 アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア10%以下を含有するものを除く。

八の二 二-(イソブロピル)エタノール及びこれを含有する製剤。

八の二-(イソブロピル)エタノール15%以下を含有するものを除く。

九 二-(イソブロピル)オキシフエニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。

九の二 二-(イソブロピル)エニル-N-メチルカルバメート-5%以下を含有するものを除く。

十二 二-(イソブロピル)-四-(メチルピリミジル)-六-(ジエチルチオホスフエイト)(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、二-(イソブロピル)-四-(メチルピリミジル)-六-(ジエチルチオホスフエイト)5%(マイクロカプセル)にあつては、30%以下を含有するものを除く。

十の二 一水素-二弗化アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、一水素-二弗化アンモニウム4%以下を含有するものを除く。

十の三 一-(イミノジ(オクタメチレン))ジグアニジンとして3・5%以下を含有する製剤(口に該当するものを除く)。

イロ 可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤。

十一の二 エタン-1-二-(ジアミン)及びこれを含有する製剤。

十一の三 O-エチル-O-(二-(イソブロボキシカルボニルフエニル))-N-イソブロピルチオホスホルアミド(別名イソフエンホス)5%以下を含有する製剤。

十一の四 N-エチル-O-(二-(イソブロボキシカルボニル)-二-(メチルビニル))-O-メチルチオホスホルアミド-1%以下を含有するものを除く。

十二 二-(イソブロボキシカルボニル)-O-メチルチオホスホルアミド-1%以下を含有する製剤。

十二の二 エチル-1-(ジエチルジチオホスホリールアセチル)-N-メチルカルバメートを含有する製剤。

十二の三 エチル-1-(ジエチルチオホスホリールオキシ-五-(メチルピラゾロ)[1・5-*a*]ピリミジン)-六-(カルボキシラート)(別名ピラゾホス)及びこれを含有する製剤。

十三 エチル-1-(四-(ジクロルフエニル)チオノベンゼンホスホネイト)及びこれを含有する製剤。ただし、エチル-1-(四-(ジクロルフエニル)チオノベンゼンホスホネイト3%以下を含有するものを除く。

十三の二 エチルジフエニルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチルジフエニルジチオホスフエイト2%以下を含有するものを除く。

十三の三 O-エチル-S-S-ジプロピル-HO-RO-ジチオアート(別名エトプロホス)5%以下を含有する製剤。ただし、O-エチル-S-S-ジプロピル-HO-RO-ジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

十三の四 二-(エチル-1-三-(七-(ジメチル)-六-(四-(トリフルオロメトキシ)フエノキシ)-四-(キノリル)-メチル)-カルボナート)及びこれを含有する製剤。

十三の五 二-(エチルチオメチルフエニル)-N-メチルカルバメート(別名エチオフエンカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二-(エチルチオメチルフエニル)-N-メチルカルバメート1%以下を含有するものを除く。

十四 エチルバラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト(別名E.P.N.)-1-5%以下を含有する製剤。

十四の二 O-エチル-S-ブロピル-[二(E)-1-(シアノイミノ)-1-エチルイミダゾリジン]-1-イルホスホノチオアート-5%以下を含有するものを除く。

十四の三 エチル-(Z)-1-[(N-ベンジル)-N-[(メチル)-1-(メチルチオエチリデン)アミノ]オキシカルボニル]アミノ]チオアミノ-1-メチルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。

十四の四 O-エチル-O-四-(メチルチオフエニル)-S-ブロピルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル-O-四-(メチルチオフエニル)-S-ブロピルジチオホス

フエイト3%以下を含有するものを除く。

十四の五 O-エチル-S-1-(メチルブロピル)-(二オキソ-三-(チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル-S-1-

チルブロピル-(二オキソ-三-(チアゾリジニル)ホスホノチオアート-5%以下を含有するものを除く)。

十四の六 四-(エチルメルカプト)エニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。

十四の七 エチレンオキシド及びこれを含有する製剤。

十五の二 エピクロルヒドリン及びこれを含有する製剤。

十五の三 エマメクチン、その塩類及びこれらのはずれを含有する製剤。ただし、エマメクチンとして2%以下を含有するものを除く。

十六の二 塩化水素と硫酸とを含有する製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて10%以下を含有するものを除く。

十七の二 塩化第一水銀を含有する製剤。

十七の二 塩化チオニル及びこれを含有する製剤。



二十八の十二 一（六—クロロ—三—ピリジルメチル）—N—ニトロイミダゾリジン—二—イリデンアミン（別名イミダクロブリド）及びこれを含有する製剤。ただし、一（六—クロロ—三—ピリジルメチル）—N—ニトロイミダゾリジン—二—イリデンアミン二%（マイクロカプセル製剤にあつては、一二%）以下を含有するものを除く。

二十八の十三 三—（六—クロロピリジン—三—イルメチル）—一・三—チアゾリジン—二—イリデンシアナミド（別名チアクロブリド）及びこれを含有する製剤。ただし、三—（六—クロロピリジン—三—イルメチル）—一・三—チアゾリジン—二—イリデンシアナミド三%以下を含有するものを除く。

二十八の十四 (R,S)—[O—(四—クロロフェニル)ビラゾール—四—イル]O—エチル=S—プロピル=ホスホロチオアート（別名ピラクロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、(R,S)—[O—(四—クロロフェニル)ビラゾール—四—イル]O—エチル=S—プロピル=ホスホロチオアート六%以下を含有するものを除く。

二十八の十五 四—クロロ—二—フルオロ—五一「(R,S)—(二・二・二—トリフルオロエチル)スルファイニル」フェニル=五一「(トリフルオロメチル)チオ」ベンチル=エーテル（別名フルベンチオフェノツクス）及びこれを含有する製剤

二十八の十六 クロロブレン及びこれを含有する製剤

二十九 硅化水素酸塩類及びこれを含有する製剤

三十 硅化水素酸塩類及びこれを含有する製剤

三十の二 五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したもの）及びこれを含有する製剤

三十の三 五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したもの）及びこれを含有する製剤

三十の四 酢酸タリウム及びこれを含有する製剤

三十の五 サリノマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、サリノマイシンとして一%以下を含有するものを除く。

三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤

三十の七 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の八 酸化水銀五%以下を含有する製剤

三十の九 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。

三十の十 サリノマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、サリノマイシンとして一%以下を含有するものを除く。

三十の十一 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤

三十の十二 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。

三十の十三 四—ジアリルアミノ—三—五—ジメチルカルバメート及びこれを含有する製剤

三十の十四 有機シアノ化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

三十の十五 四—【六—(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ】—四、—シアノビフエニル及びこれを含有する製剤

三十の十六 「一—アセトキシ—(四—ジエチルアミノ)ベンジリデン」マロノニトリル及びこれを含有する製剤

三十の十七 アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤

三十の十八 四・四、—アゾビス(四—シアノ吉草酸)及びこれを含有する製剤

三十の十九 酢酸タリウム及びこれを含有する製剤

三十の二十 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の二十一 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の二十二 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の二十三 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の二十四 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の二十五 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の二十六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の二十七 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の二十八 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の二十九 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の三十 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の三十一 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の三十二 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の三十三 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の三十四 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の三十五 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の三十六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の三十七 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の三十八 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の三十九 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の四十 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の四十一 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の四十二 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の四十三 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の四十四 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の四十五 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の四十六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の四十七 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の四十八 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の四十九 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の五十 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の五十一 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の五十二 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の五十三 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の五十四 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の五十五 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の五十六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の五十七 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の五十八 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の五十九 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の六十 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の六十一 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の六十二 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の六十三 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の六十四 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の六十五 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の六十六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の六十七 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の六十八 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の六十九 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の七十 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の七十一 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の七十二 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十の七十三 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

(16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) 製剤  
五—アミノ—一—(二・六—ジクロロ—四—トリフルオロメチルフェニル) —四—エチルスルフィニル—H—ピラゾール—三—カルボニトリル（別名エチプロール）及びこれを含有する製剤

四—アルキル—四、—シアノビフェニル及びこれを含有する製剤

四—アルキル—四、—シアノフエニルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤

五—アルキル—二—(四—シアノフエニル) ピリミジン及びこれを含有する製剤

四—アルキルシクロヘキシル—四、—シアノビフェニル及びこれを含有する製剤

四—アルキル—四、—シアノフエニル及びこれを含有する製剤

(E) —ウンデカ—九—エンニトリル、(Z) —ウンデカ—九—エンニトリル及びウンデカ—一〇—エンニトリルの混合物 ((E) —ウンデカ—九—エンニトリル四五%以上五五%以下を含有し、(Z) —ウンデカ—九—エンニトリル二三%以上三三%以下を含有し、かつ、ウンデカ—一〇—エンニトリル一〇%以上二〇%以下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤

- (47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17)
- 四一エチルオクタ一二エンニトリル及びこれを含有する製剤  
 四一「ランスー四一（ランスー四一エチルシクロヘキシル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤  
 四一〔五一（ランスー四一エチルシクロヘキシル）〕〔ビリミジニル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤  
 四一（ランスー四一エチルシクロヘキシル）〔フルオロベンゾニトリル及びこれを含有する製剤  
 トランスー四一エチルトランスー・・、ビシクロヘキサンー四一カルボニトリル及びこれを含有する製剤  
 四一〔二一（エトキシ）エトキシ〕一四一ビフエニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤  
 四一〔トランスー四一（エトキシメチル）シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤  
 三一（オクタデセニルオキシ）プロピオノニトリル及びこれを含有する製剤  
 オレオニトリル及びこれを含有する製剤  
 カブリニトリル及びこれを含有する製剤  
 カブリロニトリル及びこれを含有する製剤  
 二一（四一クロル一六一エチルアミノ一S—トリアジン—二一イルアミノ）一一メチル一プロピオニトリル五〇%以下を含有する製剤  
 四一クロロ—二シアノ—N・N—ジメチル—五一パラトトリルイミダゾール—スルホンアミド及びこれを含有する製剤  
 三一クロロ—四一シアノフエニル〕四一エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤  
 三一クロロ—四一シアノフエニル〕四一プロピルベンゾアート及びこれを含有する製剤  
 二一（三一クロロ—四一五・六一七一テトラヒドロピラゾロ〔二・五一a〕ピリジン—二一イル）一五一〔シクロプロピルメチル〕アミノ〕一一H—ピラゾール—四一カルボニトリル（別名ピラクロニル）及びこれを含有する製剤  
 二一（三一クロロ—二一ピリジル）一四一シアノ—二一メチル—六、一（メチルカルバモイル）一一H—ピラゾール—四一カルボニトリル（別名ピラクロニル）及びこれを含有する製剤  
 二一（H—ピラゾール—五一カルボキサニリド及びこれを含有する製剤  
 (E) 一〔(四RS) 一四一（二一クロロフエニル）一一H—二一・二一四一トリアゾール—二一イルメチル〕（H—イミダゾール—二一イル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤  
 二一（四一クロロフエニル）一一H—二一・二一四一トリアゾール—二一イルメチルヘキサンニトリル（別名ミクロブタニル）及びこれを含有する製剤  
 (RS) 一四一（四一クロロフエニル）一一H—二一・二一四一トリアゾール—二一イルメチル〕ブチロニトリル及びこれを含有する製剤  
 高分子化合物  
 シアノアクリル酸エステル及びこれを含有する製剤  
 N—(二一シアノエチル)一一三一ビス（アミノメチル）ベンゼン、N・N—二ジ（二一シアノエチル）一一三一ビス（アミノメチル）ベンゼン及びN・N・N'—トリ（二一シアノエチル）一一三一ビス（アミノメチル）ベンゼンの混合物並びにこれを含有する製剤  
 (RS) 一〔二一シアノ—N—〔(R) 一一（二一四一ジクロフエニル）エチル〕〕三一ジメチルブチラミド（別名ジクロシメット）及びこれを含有する製剤  
 二一シアノ—三一ジフェニルプロパン—二一エン酸二一エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤  
 四一シアノ—三一五一ジフルオロフエニル〕四一ブタ一二エニルベンゾアート及びこれを含有する製剤  
 四一シアノ—三一五一ジフルオロフエニル〕四一ベンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤  
 N—(二一シアノ—二一ジメチルプロピル)一一H—二一四一ジクロフエノキシ〕ブロピオニアミド及びこれを含有する製剤  
 N—〔(RS) 一シアノ（オフエン—二一イル）メチル〕一四一エチル一一（エチルアミノ）一一三一チアゾール—五一カルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含有する製剤





- (131) (130) (129) (128) (127) (126) (125) (124) (123) (122) (121) (120) (119) (118) (117) (116) (115) (114) (113) (112) (111) (110) (109) (108) (107) (106)
- 三・七・ジ・ジメチル一二・六・ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤  
 三・七・ジ・ジメチル一三・六・ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤  
 四・八・ジ・ジメチル一七・ノネンニトリル及びこれを含有する製剤  
 ジメチル・パラ・シアンフェニル・チオホスフエイト及びこれを含有する製剤  
 三一・(六・六・ジ・ジメチルビシクロ「三・一・一」ヘブタ一二・エント・一・イル)一一・二・ジ・ジメチル・プロパンニトリル及びこれを含有する製剤  
 一・二・ジ・ジメチル・ベンジル一一・シアノ・二・フエニルアセトアミド及びこれを含有する製剤  
 N-(α・α-ジ・ジメチル・ベンジル)一一・シアノ・二・フエニルアセトアミド及びこれを含有する製剤  
 三・四・ジ・ジメチル・ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤  
 四・四・ジ・ジメトキシ・ブタンニトリル及びこれを含有する製剤  
 三・五・ジ・ヨード・四・オクタノイルオキシベンゾニトリル及びこれを含有する製剤  
 ステアロニトリル及びこれを含有する製剤  
 染料  
 テトラクロル・メタジ・シアン・ベンゼン及びこれを含有する製剤  
 二・三・三・三・一・テトラフルオロ一二・(トリフルオロ・メチル)・プロパンニトリル及びこれを含有する製剤  
 二・三・五・六・一・テトラフルオロ一四・(メトキシ・メチル)・ベンジル= (Z) - (一R・三R) - 三・(二・シアノ・プロパ・一・エニル) - 二・二・ジ・メチル・シクロ・プロパンカルボキシラート、二・三・五・六・一・テトラフルオロ一四・(メトキシ・メチル)・ベンジル= (E) - (一R・三R) - 三・(二・シアノ・プロパ・一・エニル) - 二・二・ジ・メチル・シクロ・プロパンカルボキシラート、二・三・五・六・一・テトラフルオロ一四・(メトキシ・メチル)・ベンジル= (Z) - (一S・三S) - 三・(二・シアノ・プロパ・一・エニル) - 二・二・ジ・メチル・シクロ・プロパンカルボキシラート、二・三・五・六・一・テトラフルオロ一四・(メトキシ・メチル)・ベンジル= (E) - (一R・三S) - 三・(二・シアノ・プロパ・一・エニル) - 二・二・ジ・メチル・シクロ・プロパンカルボキシラート及び二・三・五・六・一・テトラフルオロ一四・(メトキシ・メチル)・ベンジル= (E) - (一S・三S) - 三・(二・シアノ・プロパ・一・エニル) - 二・二・ジ・メチル・シクロ・プロパンカルボキシラートの混合物(二・三・五・六・一・テトラフルオロ一四・(メトキシ・メチル)・ベンジル= (Z) - (一R・三R) - 三・(二・シアノ・プロパ・一・エニル) - 二・二・ジ・メチル・シクロ・プロパンカルボキシラート八〇・九%以上を含有し、二・三・五・六・一・テトラフルオロ一四・(メトキシ・メチル)・ベンジル= (E) - (一R・三R) - 三・(二・シアノ・プロパ・一・エニル) - 二・二・ジ・メチル・シクロ・プロパンカルボキシラート一〇%以下を含有し、二・三・五・六・一・テトラフルオロ一四・(メトキシ・メチル)・ベンジル= (Z) - (一S・三S) - 三・(二・シアノ・プロパ・一・エニル) - 二・二・ジ・メチル・シクロ・プロパンカルボキシラート二%以下を含有し、二・三・五・六・一・テトラフルオロ一四・(メトキシ・メチル)・ベンジル= (E) - (一R・三S・三SR) - 三・(二・シアノ・プロパ・一・エニル) - 二・二・ジ・メチル・シクロ・プロパンカルボキシラート一%以下を含有し、二・三・五・六・一・テトラフルオロ一四・(メトキシ・メチル)・ベンジル= (E) - (一S・三S) - 二・シアノ・プロパ・一・エニル) - 二・二・ジ・メチル・シクロ・プロパンカルボキシラート〇・一%以下を含有するものに限る。)並びにこれを含有する製剤  
 (四Z) - 四・ド・デ・セ・ン・ニ・ト・リ・ル及びこれを含有する製剤  
 トリチオシ・クロー・ヘ・ブタジ・エ・ン・三・四・六・七・テ・ト・ラ・ニ・ト・リ・ル一五%以下を含有する燻蒸剤  
 (123) (122) (121) (120) (119) (118) (117) (116) (115) (114) (113) (112) (111) (110) (109) (108) (107) (106)
- 二・二・二・一・トリ・フル・オ・ロ・エ・チ・ル= [(一S) - 二・シアノ・一・メチル・プロ・ピ・ル]・カル・バ・マ・ート及びこれを含有する製剤  
 二・二・三・一・トリ・メ・チ・ル・一・三・シ・ク・ロ・ペ・ン・デ・ン・ア・セ・ト・ニ・ト・リ・ル一〇%以下を含有する製剤  
 p-トルエンスルホン酸=四・[[三・シアノ(一・メチル・フェニル)・メチリデン]・チオフェン-二(三H)-イリデン]・アミノ・オキシ・スルホニル・フェニル及びこれを含有する製剤  
 ノナ-二・六・ジ・エン・ニ・ト・リ・ル及びこれを含有する製剤  
 パラジ・シ・ア・ン・ベ・ン・ゼ・ン及びこれを含有する製剤  
 パルミトニトリル及びこれを含有する製剤  
 一・二・二・ビ・ス(ニ・シアノ・メ・チ・ル-N・N-ジ・メ・チ・ル・ア・ン・モ・ニ・ウ・ム)エ・タ・ン=ジ・ク・ロ・リ・ド及びこれを含有する製剤  
 二・ヒ・ド・ロ・キ・シ・一・五・ピ・リ・ジ・ン・カ・ル・ボ・ニ・ト・リ・ル及びこれを含有する製剤

四一（「トランス—四—ビニルシクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

三—ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤

（二）—「フエニル—」—ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤

（二）—「フエニル—」—ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤

トランス—四—（五一ブチル—・三—ジオキサン—二—イル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

四一「トランス—四—〔二—（トランス—四—ブチルシクロヘキシル）エチル〕シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

四一「トランス—四—（トランス—四—ブチルシクロヘキシル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

四一「ブチル—二・六—ジフルオロ安息香酸四—シアノ—三—フルオロフエニルエステル及びこれを含有する製剤

（E）—「（四—ターシヤリ—ブチルフエニル）—」—シアノ—（一・三・四—トリメチルピラゾール—五—イル）ビニル=二—二—ジメチルプロピオナート（別名シエノピラフェ

ン）及びこれを含有する製剤

トランス—四—「ブチル—トランス—四—ヘブチル—トランス—一・一—ビシクロヘキサン—四—カルボニトリル及びこれを含有する製剤

四、一「トランス—四—（三—ブテニル）シクロヘキシル」—四—ビフエニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤

四一「トランス—四—（三—ブテニル）シクロヘキシル」—四—カルボニトリル及びこれを含有する製剤

二—フルオロ—四—「トランス—四—（トランス—四—エチルシクロヘキシル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

（Z）—「〔二—フルオロ—五—（トリフルオロメチル）フェニルチオ〕—」—〔三—〔一—メトキシフエニル〕—一・三—チアゾリジン—二—イリデン〕アセトニトリル（別名フルチア

ニル）及びこれを含有する製剤

二—フルオロ—四—（トランス—四—ビニルシクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

二—フルオロ—四—「トランス—四—（E）—（プロパ—一—エン—一—イル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

二—フルオロ—四—（トランス—四—プロピルシクロヘキシル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

二—フルオロ—四—（トランス—四—プロピルシクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

二—フルオロ—四—〔プロピル—二・二四・三—テルフエニル〕—「一—カルボニトリル及びこれを含有する製剤

三、一—フルオロ—四—「プロピル—四—パラ—テルフエニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤

二—フルオロ—四—（トランス—四—ベンチルシクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

二—フルオロ—四—（トランス—四—（三—メトキシプロピル）シクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

トランス—四—（五一プロピル—・三—ジオキサン—二—イル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

四—「トランス—四—〔二—（トランス—四—プロピルシクロヘキシル）エチル〕シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

四—「トランス—四—（トランス—四—プロピルシクロヘキシル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

二—〔二—（プロピルスルホニルオキシミニ）チオフェン—三（二H）—イリデン〕—「（一—メチルフエニル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤

四—「〔トランス—四—（プロピル—トランス—一・一—ビシクロヘキサン—四—イル）エチル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

四—「トランス—四—（一—プロペニル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

三—ブロモ—（三—クロロビリジン—二—イル）—N—「四—シアノ—一—メチル—六—（メチルカルバモイル）フエニル」—H—ピラゾール—五—カルボキサミド（別名シアント

ラニリプロール）及びこれを含有する製剤

四—ブロモ—（四—クロロフエニル）—「エトキシメチル—五—トリフルオロメチルピロール—三—カルボニトリル（別名クロルフエナビル）○・六%以下を含有する製剤

二—ブロモ—（プロモメチル）グルタロニトリル及びこれを含有する製剤

三—（シス—三—ヘキセニロキシ）プロパンニトリル及びこれを含有する製剤

- 四一〔五一〔トランス—四一〔ヘプチルシクロヘキシル〕—〕—〔ピリミジニル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤  
ペンタクロルマンデル酸ニトリル及びこれを含有する製剤
- トランス—四一〔五一〔ペンチル—・三—ジオキサン—二—イル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一〔トランス—四一〔トランス—四一〔ペンチルシクロヘキシル〕—〕—〔ピリミジニル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一〔五一〔トランス—四一〔ペンチルシクロヘキシル〕—〕—〔ピリミジニル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一〔ペンチル—二・六—ジフルオロ安息香酸四—シアノ—三—フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- 四一〔(E)—三—ペンテニル〕安息香酸四—シアノ—三・五—ジフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- 四、一〔トランス—四一〔四—ペンテニル〕シクロヘキシル〕—四—ビフエニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一〔トランス—四一〔一一ペンテニル〕シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一〔トランス—四一〔三—ペンテニル〕シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一〔トランス—四一〔四—ペンテニル〕シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- ミリストニトリル及びこれを含有する製剤
- メタジシアノベンゼン及びこれを含有する製剤
- 四、一メチル—二—シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- メチル〔(E)〕—二—〔二—〔六—〔二—シアノフェノキシ〕ピリミジン—四—イルオキシ〕フェニル〕—三—メトキシアクリレート八〇%以下を含有する製剤
- 二—メチルデカニトリル及びこれを含有する製剤
- 三—メチル—二—ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- 三—メチル—三—ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- 三—メチル—三—ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- 二—〔二—〔四—メチルフェニルスルホニルオキシイミノ〕チオフェン—三〔二—H〕—イリデン〕—二—〔二—メチルフェニル〕アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (乙)一〔五一〔四—〔四—メチルフェニルスルホニルオキシ〕フェニルスルホニルオキシイミノ〕—五H—チオフェン—二—イリデン〕—〔二—メチルフェニル〕アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- 三—メチル—五—フエニルペンタ—二—エンニトリル及びこれを含有する製剤
- 二—メトキシエチル〔(R,S)〕—二—〔四—t—ブチルフェニル〕—二—シアノ—三—オキソ—三—〔二—トリフルオロメチルフェニル〕プロパノアート（別名シフルメトフェン）及びこれを含有する製剤
- 四一〔トランス—四一〔メトキシプロピル〕シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- ラウロニトリル及びこれを含有する製剤
- 三十三〔ジイソプロピル—S—（エチルスルフィニルメチル）—ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジイソプロピル—S—（エチルスルフィニルメチル）—ジチオホスフェイト五%以下を含有するものを除く。〕
- 四一〔トランス—四一〔ジエチルアミノ〕エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二—〔ジエチルアミノ〕エタノール〇・七%以下を含有するものを除く。〕
- 三十三の二二—〔ジエチルアミノ〕エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二—〔ジエチルアミノ〕エタノール〇・七%以下を含有する製剤
- 三十三の三二—〔ジエチルアミノ—六—メチルピリミジル—四—ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルアミノ—六—メチルピリミジル—四—ジエチルチオホスフェイト五%以下を含有する製剤。〕
- 三十四〔ジエチル—S—（エチルチオエチル）—ジチオホスフェイト五%以下を含有する製剤。ただし、ジエチル—S—（二—オキソ—六—クロルベンゾオキサゾロメチル）—ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル—S—（二—オキソ—六—クロルベンゾオキサゾロメチル）—ジチオホスフェイト二・二%以下を含有するものを除く。〕
- 三十四の三O・Q—〔ジエチル〕O—〔二—キノキサリニル〕—〔チオホスファート（別名キナルホス）及びこれを含有する製剤
- 三十五〔ジエチル—四—クロルフェニルカルバム〕—〔チオホスフェイトを含有する製剤
- 三十五の二〔ジエチル〕—〔二—・四—〔ジクロルフェニル〕—二—クロルビニルホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル—〔二—・四—ジクロルフェニル〕—〔二—オキソ—六—クロルベンゾオキサゾロメチル〕—〔チオホスフェイト〕を含有する製剤。ただし、ジエチル—〔二—・四—ジクロルフェニル〕—〔チオホスフェイト〕三%以下を含有するものを除く。〕

- 三十七 ジエチル—二・五一ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフエイトを含有する製剤。ただし、ジエチル—二・五一ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフエイト—五%以下を含有するものを除く。
- 三十七の二 ジエチル—（一・三—ジチオシクロベンチリデン）—チオホスホルアミド五%以下を含有する製剤
- 三十七の三 ジエチル—三・五・六—トリクロル—一—ビリジルチオホスフエイト一%（マイクロカプセル製剤にあっては、二五%）以下を含有するものを除く。
- 三十七の五 ジエチル—（五一フエニル—三—イソキサゾリル）—チオホスフエイト（別名イソキサチオン）及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル—（五一フエニル—三—イソキサゾリル）—チオホスフエイト二%以下を含有するものを除く。
- 三十七の六 ジエチル—S—ベンジルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル—S—ベンジルチオホスフエイト—二・三%以下を含有するものを除く。
- 三十七の七 ジエチル—四—メチルスルフィニルエニル—チオホスフエイト三%以下を含有する製剤
- 三十八 四塩化炭素を含有する製剤
- 三十八の二 二—（一・三—ジオキソラン—二—イル）—フエニル—N—メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル—S—ベンジルチオホスフエイト—二・三%以下を含有するものを除く。
- 三十八の三 一・三—ジカルバモイルチオ—二—（N・N—ジメチルアミノ）—プロパンとして二%以下を含有するものを除く。
- 三十九 しきみの実
- 三十九の二 シクロヘキサン—四—エン—一・二—ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤
- 四十 シクロヘキシミドを含有する製剤。ただし、シクロヘキシミド〇・二%以下を含有するものを除く。
- 四十の二 シクロヘキシリアミン及びこれを含有する製剤
- 四十の三 ジ（二—クロルイソブロピル）エーテル及びこれを含有する製剤
- 四十の四 ジクロルジニトロメタン及びこれを含有する製剤
- 四十の五 二・四—ジクロル—六—ニトロフェノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 四十一 ジクロルブチンを含有する製剤
- 四十一の二 二・四—ジクロロ—a・a・a—トリフルオロ—四、—ニトロメタトルエンスルホニアリド（別名フルスルファミド）及びこれを含有する製剤。ただし、二・四—ジクロロ—a・a・a—トリフルオロ—四、—ニトロメタトルエンスルホニアリド〇・三%以下を含有するものを除く。
- 四十一の三 二・四—ジクロロ—一ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- 四十一の四 二・四—ジクロロフエノール及びこれを含有する製剤
- 四十一の五 一・三—ジクロロプロパン及びこれを含有する製剤
- 四十二 二・三—ジ—（ジエチルジチオホスホロ）—パラジオキサンを含有する製剤
- 四十二の二 ジシクロヘキシリアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシリアミン四%以下を含有するものを除く。
- 四十二の三 ジデシル（ジメチル）アンモニウムクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジデシル（ジメチル）アンモニウムクロリド〇・四%以下を含有するものを除く。
- 四十三 二・四—ジニトロ—六—シクロヘキシリフエノールを含有する製剤。ただし、二・四—ジニトロ—六—シクロヘキシリフエノール〇・五%以下を含有するものを除く。
- 四十三の二 二・四—ジニトロトルエン及びこれを含有する製剤
- 四十四 二・四—ジニトロ—六—（一—メチルブロピル）—フエニルアセテートを含有する製剤
- 四十五 二・四—ジニトロ—六—（一—メチルブロピル）—フエニル—N—メチルアセテートを含有する製剤
- 四十六 二・四—ジニトロ—六—メチルブロピルフエニルアクリレートを含有する製剤
- 四十六の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート（別名ジノカツブ）及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート〇・二%以下を含有するものを除く。
- 四十六の三 二・三—ジヒドロ—二・二—ジメチル—七—ベンゾ「b」フラニル—N—ジブチルアミノチオ—N—メチルカルバマート（別名カルボスルファン）及びこれを含有する製剤
- 四十七 二・二—ジピリジリウム—一・一エチレンジブロミドを含有する製剤
- 四十七の二 二—ジフェニルアセチル—三—インダンジオン〇・〇〇五%以下を含有する製剤
- 四十七の三 三—（ジフルオロメチル）—一—メチル—N—〔（三R）〕—一・一・三—トリメチル—一・三—ジヒドロ—H—インデン—四—イル〕—H—ピラゾール—四—カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三—（ジフルオロメチル）—一—メチル—N—〔（三R）〕—一・三—トリメチル—一・三—ジヒドロ—H—インデン—四—イル〕—H—ピラゾール—四—カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。
- 四十七の四 ジブロビル—四—メチルチオフェニルホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 四十八 一・二—ジブロムエタン（別名EDB）を含有する製剤。ただし、一・二—ジブロムエタン五〇%以下を含有するものを除く。
- 四十九 ジブロムクロルブロパン（別名DBCP）を含有する製剤
- 五十 三・五—ジブロム—四—ヒドロキシ—四、—ニトロアゾベンゼン三%以下を含有するものを除く。



- 「三一〔三一〔(二-S・三R)〕-三-ヒドロキシ-二-ビペリジル〕-二-オキソプロピル〕-四〔(三H)〕-キナゾリノンとのラセミ体として七・二%以下を含有するものに限る。以下この号において同じ。」及びこれを含有する製剤。ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の七-ブロモ-六-クロロ-三-〔三一〔(二-R・三S)〕-三-ヒドロキシ-二-ビペリジル〕-二-オキソプロピル〕-四〔(三H)〕-キナゾリノンと七-ブロモ-六-クロロ-三-〔三一〔(二-S・三R)〕-三-ヒドロキシ-二-ビペリジル〕-二-オキソプロピル〕-四〔(三H)〕-キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩一%以下を含有するものを除く。
- 六十九の三 センデュラマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、センデュラマイシンとして〇・五%以下を含有するものを除く。
- 六十九の四 二-チオ-一-三・五-ジメチルテトラヒドロ-一-三・五-チアジアジン及びこれを含有する製剤。ただし、チオセミカルバジドを含有する製剤。ただし、チオセミカルバジド〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。
- 七十 テトラエチルメチレンビスジチオホスフエイトを含有する製剤
- 七十一の二 テトラクロルニトロエタン及びこれを含有する製剤
- 七十一の三 (S)-〔一-三・五・六-テトラヒドロ-六-フエニルイミダゾ〔二-〕-一-b〕チアゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(S)-〔一-三・五・六-テトラヒドロ-六-フエニルイミダゾ〔二-〕-一-b〕チアゾールとして六・八%以下を含有するものを除く。
- 七十一の四 二-・三・五・六-テトラフルオロ-四-メチルベンジル〔Z〕-〔(R,S・三RS)〕-三-〔一-クロロ-三-三・三-トリフルオロ-一-プロペニル〕-二-・二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリエン）一・五%以下を含有する製剤
- 七十一の五 三・七・九・一-三-〔二-テトラメチル-五-・一-ジオキサ-二-八-・一四-トリチア-四・七・九・一二-テトラアザヘンタデカ-三・一二-ジエン-六・一〇-ジオン（別名チオジカルブ）及びこれを含有する製剤
- 七十一の六 二・四・六・八-テトラメチル-一-三・五・七-テトラオキソカン（別名メタアルデヒド）及びこれを含有する製剤。ただし、二・四・六・八-テトラメチル-一-三・五・七-テトラオキソカン-一〇%以下を含有するものを除く。
- 七十二 無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。
- 七十二の二 一-ドデシルグアニジニウムニアセタート（別名ドジン）六五%以下を含有する製剤
- 七十二の三 三・六・九-トリアザベンデカン-一-・一-ジアミン及びこれを含有する製剤
- 七十三 トリエタノールアンモニウム-二・四-ジニトロ-六-〔一-メチルプロピル〕-フエノラートを含有する製剤
- 七十四 トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイトを含有する製剤
- 七十四の二 二-・四・五-トリクロルフエノキシ酢酸、そのエステル類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤
- 七十四の四 トリクロロ（フエニル）シラン及びこれを含有する製剤
- 七十四の五 一-・二-・三-トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤
- 七十四の六 トリブチルトリチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 七十四の七 トリフルオロメタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、トリフルオロメタンスルホン酸一〇%以下を含有するものを除く。
- 七十五 トルイジン塩類
- 七十六 トルイレジアミン及びその塩類
- 七十六の二 トルエン
- 七十七 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 四酸化三鉛
- ロ ヒドロオキシ炭酸鉛
- ハ 硫酸鉛
- 七十七の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものをお除く。
- 七十七の三 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤
- 七十七の四 一-〔四-ニトロフェニル〕-三-〔三-ビリジルスチル〕-ウレア及びこれを含有する製剤
- 七十八 二硫化炭素を含有する製剤
- 七十八の二 ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一%以下を含有するものを除く。
- 七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ バリウム-四-〔五-クロロ-四-メチル-二-スルホナトフェニルアゾ〕-三-ヒドロキシ-二-ナフトアート
- ロ 硫酸バリウム
- 八十 ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。
- 八十九の二 N-N'-ビス〔二-アミノエチル〕エタン-一-・二-ジアミン及びこれを含有する製剤

- 八十の三 ビス（二一エチルヘキシル）＝水素＝ホスフアート及びこれを含有する製剤。ただし、ビス（二一エチルヘキシル）＝水素＝ホスフアート二%以下を含有するものを除く。
- 八十の四 S・S－ビス（一メチルプロピル）＝O－エチル＝ホスホジチオアート（別名カズサホス）一〇%以下を含有する製剤。ただし、S・S－ビス（一メチルプロピル）＝O－エチル＝ホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。
- 八十の五 ヒドラジン一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、ヒドラジン一水和物三〇%以下を含有するものを除く。
- 八十の六 ヒドロキシンエチルヒドラジン、その塩類及びこれらのはいづれかを含有する製剤。ただし、ヒドラジン一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、二一ヒドロキシ一四一メチルチオ酼酸○・五%以下を含有するものを除く。
- 八十の七 ヒドロキシ一四一ヒドロキシ一四一メチルチオ酼酸及びこれを含有する製剤。ただし、二一ヒドロキシ一四一メチルチオ酼酸○・五%以下を含有するものを除く。
- 八十一 ヒドロキシルアミンを含有する製剤
- 八十二 ヒドロキシルアミン塩類及びこれを含有する製剤
- 八十三 ヒドロキシルアミンを含有する製剤
- 八十四 フエニレンジアミン及びその塩類
- 八十五 フエノールを含有する製剤。ただし、フエノール五%以下を含有するものを除く。
- 八十五の二 一—t—ブチル—三—（二・六—ジイソプロピル—四—fエノキシフエニル）チオウレア（別名ジアフエンチウロン）及びこれを含有する製剤
- 八十五の三 ブチル＝二・三—ジヒドロ—二・二—ジメチルベンゾフラン—七—イル＝N・N'—ジメチル—N・N'—チオジカルバマート（別名フラチオカルブ）五%以下を含有する製剤
- 八十五の四 t—ブチル＝（E）—四—（一・三—ジメチル—五—fエノキシ—四—ビラゾリルメチレンアミノオキシメチル）ベンゾアート及びこれを含有する製剤。ただし、t—ブチル＝（E）—四—（一・三—ジメチル—五—fエノキシ—四—ビラゾリルメチレンアミノオキシメチル）ベンゾアート五%以下を含有するものを除く。
- 八十五の五 ブチル（トリクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤
- 八十五の六 N—ブチルビロリジン
- 八十五の七 二—セカンダリーブチルフエノール及びこれを含有する製剤
- 八十五の八 二—ターザヤリーブチルフエノール及びこれを含有する製剤
- 八十五の九 二—t—ブチル—五—（四—t—ブチルベンジルチオ）—四—クロロピリダジン—三（二H）—オン及びこれを含有する製剤
- 八十五の十 ブチル—S—ベンジル—S—エチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 八十五の十一 N—（四—t—ブチルベンジル）—四—クロロ—三—エチル—一—メチルピラゾール—五—カルボキサミド（別名テブフエンピラド）及びこれを含有する製剤
- 八十五の十二 二—t—ブチル—五—メチルフエノール及びこれを含有する製剤
- 八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤
- 八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六%以下を含有するものを除く。
- 八十六 ブラストサイジンS 塩類及びこれを含有する製剤
- 八十七 ブラストサイジンS 塩類及びこれを含有する製剤
- 八十八 ブルシン及びその塩類
- 八十八の三 ブロムアセトン及びこれを含有する製剤
- 八十八の二 ブロム水素を含有する製剤
- 八十八の二 ブロムメチルを含有する製剤
- 八十八の三 一—ブロモ—三—クロロプロパン及びこれを含有する製剤
- 八十八の四 二—（四—ブロモジフルオロメトキシフエニル）—二—メチルブロピル＝三—fエノキシベンジル＝エ—テル（別名ハルフエンブロツクス）及びこれを含有する製剤。ただし、二—（四—ブロモジフルオロメトキシフエニル）—二—メチルブロピル＝三—fエノキシベンジル＝エ—テル五%以下を含有する徐放性製剤を除く。
- 八十九 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン（別名デイルドリン）を含有する製剤
- 九十ー 一・二・三・四・五・六—ヘキサクロルシクロヘキサン（別名リングデン）を含有する製剤。ただし、一・二・三・四・五・六—ヘキサクロルシクロヘキサン一・五%以下を含有するものを除く。
- 九十一 ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン（別名アルドリン）を含有する製剤
- 九十一の二 ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸一%以下を含有するものを除く。
- 九十一の四 ヘキサン—一・六—ジアミン及びこれを含有する製剤
- 九十二 ベタナフトールを含有する製剤。ただし、ベタナフトール一%以下を含有するものを除く。
- 九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸一%以下を含有するものを除く。





- 1 この政令は、昭和四十年一月九日から施行する。ただし、第一条及び第二条第一項の規定中、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十五号）による改正前の毒物及び劇物取締法（以下「旧法」という。）別表第一第一号から第十八号まで及び別表第二第一号から第五十七号まで並びに従前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第一条及び第二条第一項に規定されていない物に係る部分は、昭和四十一年七月一日から施行する。
- 附 則（昭和四十一年七月五日政令第二四四号）
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四十一年十月二十五日政令第三四〇号）
- この政令中、第二条第十号の次に一号を加える改正規定及び同条第三十二号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- 附 則（昭和四十一年七月一八日政令第二五五号）
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四十一年二月一六日政令第三七三号）
- この政令は、公布的目から施行する。
- 附 則（昭和四三年八月三〇日政令第二七六号）
- この政令は、公布的目から施行する。
- 附 則（昭和四四年五月一三日政令第一一五号）
- この政令は、公布的目から施行する。
- 附 則（昭和四六年三月二三日政令第三一号）
- この政令は、公布的目から施行する。ただし、第一条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、同項第七十四号の次に一号を加える改正規定、同項第七十七号の次に一号を加える改正規定、同項第七十四号の二を同項第七十四号の三とし、同項第七十四号の次に一号を加える改正規定及び同項第九十九号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和四十六年六月一日から施行する。
- 附 則（昭和四七年六月三〇日政令第二五三号）抄
- （施行期日）
- 1 この政令は、昭和四十七年八月一日から施行する。
- （経過規定）
- 4 改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第九十八号の二及び第九十八号の三に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十一条第一項の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。
- 附 則（昭和四九年五月二十四日政令第一七四号）抄
- （施行期日）
- 1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（昭和五〇年八月一九日政令第二五三号）
- （施行期日）
- 1 この政令は、昭和五十年九月一日から施行する。
- （経過規定）
- 2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第二十二号の二又は第九十八号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 附 則（昭和五〇年一二月一九日政令第三五八号）
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五一年四月三〇日政令第七四号）
- （施行期日）
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- （経過規定）
- 2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第八十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十一年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十一年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 附 則（昭和五一年七月三〇日政令第二〇五号）
- この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和五三年五月四日政令第一五六号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和五三年一〇月一四日政令第三五八号）

この政令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。改正後の毒物及び劇物指定令第一条第九号の二及び第五十号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、昭和五十四年二月二十八日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

**附 則**（昭和五五年八月八日政令第二〇九号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和五六年八月二十五日政令第二七一号）

この政令は、昭和五十六年九月一日から施行する。

**附 則**（昭和五八年三月二九日政令第三五号）

この政令は、昭和五八年四月十日から施行する。

**附 則**（昭和五八年一二月二日政令第二四六号）

この政令は、昭和五八年十二月十日から施行する。

**附 則**（昭和五九年三月一六日政令第三〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和六〇年四月一六日政令第一〇九号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和六〇年一二月一七日政令第三二三号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和六一年八月二九日政令第二八四号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和六一年一月一一日政令第二号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和六十三年六月十日から施行する。

- 2 第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第二条第一項第七十四号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業について、昭和六十三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六十三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。
- 附 則**（昭和六年九月三〇日政令第二八五号）
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成元年三月一七日政令第四七号）
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二年二月一七日政令第一六六号）
- （施行期日）
- 1 この政令は、平成二年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項（第二十八条号の二）、第三十二号及び第九十九号の七の改正規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二号の三、第六号の二から第六号の六まで、第十三号の三及び第十三号の四並びに第二条第一項第一号の二、第七十四号の三及び第一百号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。
- 附 則**（平成三年四月五日政令第一〇五号）
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成三年一一月一八日政令第三六九号）
- （施行期日）
- 1 この政令は、平成三年十二月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号並びに第二条第一項第一号の四、第十四号の五、第十五号の二、第二十八号の二、第四十号の二、第四十三号の二、第九十一号の二及び第九十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。
- 附 則**（平成四年三月二一日政令第三八号）
- この政令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第五十四号の三の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成四年一〇月二一日政令第三四〇号）
- この政令は、平成四年十月三十日から施行する。
- 附 則**（平成五年三月二九日政令第四一号）
- この政令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第十号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成五年九月一六日政令第二九四号）
- （施行期日）
- 1 この政令は、平成五年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号、第七十一号の三及び第一百号の六の改正規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第十七号の二、第二十二号の三、第二十八号の二から第二十八号の四まで及び第二十八号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成五年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成五年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則**（平成六年三月一八日政令第五三号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の四、第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成六年九月一九日政令第二九六号）

この政令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第一条第二十三号並びに第二条第一項第十号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成七年四月一四日政令第一八三号）

この政令は、平成七年四月二十三日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成七年九月一九日政令第二九六号）

この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十三号の二並びに第二条第一項第二十二号の二、第三十号の四及び第五十号の四及び第九十八号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成七年七月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

**附 則**（平成七年九月三十一日政令第三三八号）

前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成七年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則**（平成七年九月二二日政令第三三八号）

この政令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成七年一一月一七日政令第三九〇号）

（施行期日）

**附 則**（平成八年三月二五日政令第三九〇号）

（施行期日）

**附 則**（平成八年三月二五一日政令第三九〇号）

（施行期日）

**附 則**（平成八年三月二五日政令第三九〇号）

（施行期日）

**附 則**（平成九年三月二十四日政令第五九号）

（施行期日）

**附 則**（平成一〇年五月一五日政令第一七一号）

（施行期日）

**附 則**（平成一〇年五月一五日政令第一七一号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十一年一月一日から施行する。  
 (経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。  
 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則** (平成一一年九月二九日政令第二九三号)

1 この政令は、平成十一年十月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の二及び第十二号の二並びに第二条第一項第八十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十一年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。  
 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十一年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則** (平成一二年四月二八日政令第二一三号)

1 この政令は、平成十二年五月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十四号の四、第十五号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第十二号の二並びに第二条第一項第二十八号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則** (平成一二年九月二二日政令第四二九号)

1 この政令は、平成十二年十月五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一三年六月二九日政令第二二七号)

1 この政令は、平成十三年七月十日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一四年三月二十五日政令第六三号)

1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十四号の二及び第二条第一項第二十八号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則** (平成一四年一月二七日政令第三四七号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一六年三月一七日政令第四三号)

1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の四、第二十四号の三及び第三十一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則** (平成一七年三月二四日政令第六五号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一八年四月二一日政令第一七六号)



## (附 則) (平成二十三年一〇月一四日政令第三二七号)

(施行期日)  
1 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、第三十二号及び第五十四号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の三及び第二十四条の四並びに第二条第一項第百号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年一月三十一日までは、法第十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

## (附 則)

(平成二十四年九月二〇日政令第二四二号)

## (この政令は、公布の日から施行する。)

## (附 則) (平成二十四年九月二一日政令第二四五号)

(施行期日)  
1 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

## (経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令(以下「新令」という)第一条第五号の二、第十号の四、第十九号の四及び第二十四条の六並びに第二条第一項第三十二号、第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の六に掲げる物(同項第三十二号に掲げる物にあっては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令(以下「旧令」という))第二条第一項第三十二号(89)に掲げる物(新令第一条第十号の四に掲げる物に該当するものを除く。)に該当するものに限る)の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、法第十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)次項において同じ。)及び第二項の規定は、適用しない。

4 新令第一条第十六号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

5 この政令の施行前にした旧令第二条第一項第五十五号の三に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (附 則) (平成二十五年六月二八日政令第二〇八号)

(施行期日)  
1 この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の二、第六号の四、第十九号の三及び第二十四条の六並びに第二条第一項第三十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十五年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日までは、法第十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

## (附 則) (平成二六年六月二五日政令第二二七号)

(施行期日)  
1 この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の五及び第六号の六並びに第二条第一項第八十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十六年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十六年九月三十日までは、法第十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

## (附 則) (平成二七年六月一九日政令第二五一号)

(施行期日)  
1 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第二十二号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の四、第十三号の四及び第三十一号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十七年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年九月三十日までは、法第十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

## (附 則) (平成二十八年七月一日政令第一五五号)

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成二十八年七月十五日から施行する。ただし、第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二一メルカブトエタノール一〇%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）、第二条第一項第三十二号の改正規定及び同項第九十八号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）並びに次条の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

**第二条** この政令の公布の日から平成二十八年七月十四日までの間における第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二一メルカブトエタノール一〇%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）による改正後の同号の規定の適用については、同号中「二一メルカブトエタノール一〇%以下」とあるのは、「容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二一メルカブトエタノール〇・一%以下」とする。

**第三条** この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の八及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二十四号の二、第八十号の二、第八十五号の五、第八十五号の七、第九十八号の二及び第九十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十八年十月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

**2** 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第二十二条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

**第四条** 二一メルカブトエタノール一〇%以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二一メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第二十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十八年十月三十一日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

**第五条** この政令の施行前にした二一メルカブトエタノール一〇%以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二一メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則 (平成二九年六月一四日政令第一六〇号)

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第一号、第七号、第三十二号及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

**第二条** この政令の公布の日から平成二十九年六月三十日までの間ににおける第一条第十八号の改正規定による改正後の同号の規定の適用については、同号中「亞セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤」とあるのは、「容量一リットル以下の容器に収められた製剤であつて、亞セレン酸〇・〇〇〇〇八二%以下を含有するもの」とする。

**第三条** この政令の施行の際現に二一ターシャリーブチルフエノール及びこれを含有する製剤の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十九年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

**2** 二一ターシャリーブチルフエノール及びこれを含有する製剤であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、同号中「亞セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有するもの」とする。

**第四条** 亞セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亞セレン酸〇・〇〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第二十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十九年九月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

**第五条** この政令の施行前にした亞セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亞セレン酸〇・〇〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則 (平成三〇年六月二九日政令第一九七号)

(施行期日)

**1** この政令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

**2** この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第一号の八、第六号の七、第十号の四、第十九号の五、第二十二号の二、第二十三号の三及び第二十三号の四並びに第二条第一項第四号の五、第十一号の二、第三十七号の三、第五十六号の二、第六十八号の二、第六十八号の三、第七十四号の四、第七十七号の三、第八十号の二及び第八十号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

**3** 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十年九月三十日までは、法第二十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成三〇年一二月一九日政令第三四二号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)
- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四十二号の二、第四十七号の三、第百号の十七及び第一百一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十一年三月三十一日までは、法第二十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二项の規定は、適用しない。

**附 則 (令和元年六月一九日政令第三一号)**

(施行期日)

- 1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第一条第一項第三十二号の改正規定、同項第五十号の三の改正規定(「製剤」の下に「。ただし、一(ジメチルアミノ)エチルリメタクリレート六・四%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。)及び同項第六十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第三十号の六、第三十九号の二、第四十二号の三、第五十号の三、第七十四号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び第九十五号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和元年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和元年九月三十日までは、法第二十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則 (令和二年六月一四日政令第二〇三号)**

(施行期日)

- 1 この政令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第六十八号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の十三及び第十三号の三並びに第二条第一項第四号の七、第八号の二、第十八号の四、第二十八号の九、第四十一号の四、第七十八号の二、第八十二号の二、第八十五号の十三、第八十五号の十四、第九十二号の三、第九十二号の四、第九十八号の八、第一百二号の四及び第一百二号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和二年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和二年九月三十日までは、法第二十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則 (令和四年一月二八日政令第三六号)**

(施行期日)

- 第一条 この政令は、令和四年二月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)

- 第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第七号の人に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和四年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 2 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和四年四月三十日までは、法第二十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)次条において同じ。)及び第二項の規定は、適用しない。

- 第三条 毒物除外物(この政令による改正後の第二条第一項第二十二号の二に掲げる物又は同項第七十一号の四に掲げる物を除く。)をいう。次条において同じ。)であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第二十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、令和四年四月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

- 第四条 この政令の施行前にした毒物除外物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (令和五年五月二六日政令第一九三号)**

(施行期日)

- 1 この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第七号及び第八号の二ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の人に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和五年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第二条第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和五年八月三十一日までは、法第二十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則 (令和六年五月二九日政令第一九六号)**

(施行期日)

- 
- 1 この政令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号ただし書及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
  - 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第二十八号の十五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和六年八月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
  - 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和六年八月三十一日までは、法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。